## 佐賀県告示第 219 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和7年10月17日から同年11月17日まで佐賀県県土整備部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
県道	佐賀市嘉瀬町大字中原字四本	後	11.3~	131.0
十五中原線	黒木籠 1155 番地先から		8. 7	
	佐賀市嘉瀬町大字中原字四本			
	黒木籠 1158 番 1 地先まで			
		前		